

市への意見・要望（分類：戸籍・住民票）

（令和3年7月1日～令和3年9月30日受信分）

受信日	件名	意見・要望の内容	市の回答・対応	担当課
8/30	住所登録の件	<p>藤井寺市の住所登録は番地迄で、マンション名が登録されないのでマイナンバーカード提示で銀行口座新設する時もマンション名が記載されていない理由で不備となり戻ってきました。老齢厚生年金受給の手続き書類も未着となり、とても不便です。住民票や印鑑証明書にもマンション名の記載がある様に登録願います。何故登録されないのか疑問に思っています。</p>	<p>平素は、藤井寺市政にご協力賜り有難うございます。 お問い合わせいただきました件について、回答いたします。</p> <p>住所票にマンション名等方書が表記されていない件ですが、本市におきましては、住民票上の住所についてマンション名等方書も含めて登録はしておりますが、住民票には一律に方書を記載しない取扱いとしており、マンション名等が記載された証明書を交付することはできません。</p> <p>なお、平成27年6月1日より前に住民登録をされた方については住所に部屋番号を入れない取扱いとしておりましたが、それ以降に住民登録をされた方については住所に部屋番号を入れて登録する扱いとしております。住所に部屋番号を入れる届出をして頂きますと、住民票住所の記載例として「1丁目1番1-101号」といった表記に修正することが可能です。その場合はお手数ですが、窓口にお越しいただき、手続きが必要となります。</p> <p>ご不便をおかけして大変申し訳ございませんが、ご理解の程宜しく願います。</p> <p>以上、回答とさせていただきます。よろしく願います。</p>	市民課